

財 務 省

1. 税関官署間の対応の標準化について

(1) 税関官署間で、申告手続きの取り扱いや必要書類等で対応が異なっている場合がある。については、可能な限り効率的・合理的な方法を検討し対応の標準化に取り組まれない。

(具体的事項)

- ① 同一商品を輸出入する際に申告税関官署、及び担当者によって商品に対する税番などの見解が異なり、関税率が異なる場合が見受けられる。それにより、通関現場で荷主に対して理由が説明できず困惑していることから、見解が異なるような事象を発生させないよう税関官署、ならびに担当者間における見解を統一させる仕組みの導入に取り組まれない。また、税関職員への周知方法について、教示願いたい。

【回答】

税関のほうでは、全国で統一的な見解、こういうふうなことがきちんとできるように、関税局からの指導はもちろんですが、各種、特に専門的な分野に関しましては、センター機構を設けており、こちらのほうから指導を行っている。これによって、全国税関による適正な通関ができるように努めている。

また、輸入関係者が輸入を予定している貨物というのがわかっているのであれば、例えば税番とか、あるいは関税率等についての照会、これは税関に行っていたら、あらかじめ回答を受けるということができる事前教示制度を設けている。もちろん事前教示の回答は、一番大きいのは品目分類の番号やHSが何番とか、あるいは税率がどこになるのか、あらかじめ受けていただくことができるので、税関の審査もスムーズにいくと同時に、その事前教示は、全国でもそれに基づいての審査となるので、スムーズに通関もできると考えている。

また、関税率等について、何らか疑問というのが生じた場合には、通関担当部門とか、あるいは関税監査官部門など専門部門も置いているので、相談いただくことで、仮に、他の官署と違っていたらということであれば、また調整なども図っていくことも可能であるので、ぜひ、ご利用いただきたいと考えている。

2. 通関料の下限料金の設定

通関業者の地域限定制度の撤廃や通関料金の上限廃止など大手業者有利の関税法改正により、地域に根差した中小の通関業者は今後厳しい状況になる事が予想される。今後も公正な取引や、適切・適法な通関サービスを維持するためにも、関税法に

において通関料金の下限料金の設定を検討されたい。

【回答】

最高額の定めは、最高額の定め廃止というものが行われており、通関業者自ら創意工夫を生かして、提供するサービスの内容やコストに応じた自由な料金を收受することが可能となることで、個々の通関業者のサービスの質を高め、健全な通関業務の発展に資することが期待されているところである。

こうした理由から、平成 28 年度の関税改正、昨年 3 月、関税改正において、財務大臣が通関業務にかかる料金の額について、必要な定めをすることができる規定が廃止された。

また、下限料金の設定でご意見いただいているのですが、他の類似する業法とか士法を確認させていただいて、税理士・公認会計士等は、いずれも自由料金制となっている。また、港湾運送事業など事前届出であるとか、事後届出ということで、一定の規定はあるが、届出制という形にはなっている。

下限料金は、他の類似の業法、士法等ではないような状況であり、こういったご意見があったということは、承知しているが、平成 28 年度関税改正を踏まえて、自由料金制に移行したというところをご理解いただければと考えている。

3. 蔵入承認申請業務の簡素化

蔵入承認申請は輸入（納税）申告と違い、保税地域にて長期の蔵置を申請するものであり、関税の納付を伴うものではない。しかしながら、蔵入承認申請時には通常の輸入（納税）申告と同一の内容（項目）を必要とされている。その為、蔵入承認申請時に課税価格の計算、統計品目番号の適用などに時間を要するため、迅速な対応に支障がある。蔵入承認は制度的には輸入通関よりも保税業務の要素が強いものであり、現在の申請時の入力項目を簡素化することで、今後伸張が考えられる免税店ビジネスへ大きな効果が期待できる。また、蔵入承認後、国内に引き取る際に行う蔵出輸入申告において、現状通りの申告内容（項目）で行うことにより関税の徴収は担保されるものとする。以上のことから、蔵入承認申請時の手続きとして、品目ごとの申告価格、統計品目番号、関税率等の申請書類作成に時間を要する項目を簡素化し、必要最低限の項目での申請を可能とするなどの対応を検討されたい。

【回答】

これまで税関のほうでも簡素化できるようなものについては、常に簡素化の方向というのを努めているが、課税価格の計算とか、統計品目番号などの適用、こういったものを簡素化できないかというご要望ですが、この点につきは、どちらかという、保税の話ですけれども、税関としては、やはり保税蔵置所に貨物を長期に置くという場合、1 か月以上経過して置くというような場合には、承認申請出

していただく場合に、大事なものは貨物の実態を把握する、外国貨物が到着して、その後、何のチェックもなく、長期に置かれる状態というのはやはり望ましくないのでチェックが必要であるということと、一つは、やはり他法令の確認、税関関係法令だけではなく、他法令の要件を満たしていることが条件として輸入されるという貨物もあり、そういう貨物の確認、他法令の確認を行うために、承認を必要としているものであるので、やはり審査においては、課税標準等の項目についても、われわれとして必要であると考えている。

4. NACCS更改に伴う法人番号取扱運用の改善

税関発給コードは随時紐付を行うものの、JASTPROコードについては輸出入者からの登録依頼により紐付が行われる。この紐付は義務ではない為、紐付の度合いが不明である。紐付されていない輸出入者又は法人番号のみを有する輸出入者に関しては法人番号、輸出入者名、住所の入力を全て通関業者が手入力で行うこととなるが、輸出入者名・住所の入力誤りなどの重大非違発生リスクが高くなる。また、作業効率の悪化を招き、迅速な通関の妨げとなる。重要項目である輸出入者符号を法人番号とする以上、法人番号とJASTPROコードの紐付を必須とし、かつ、法人番号に英文情報を持たせることにより、申告書作成に当たり重要項目の手入力が排除され、適正かつ迅速な通関に大きく寄与するものと考えられることから、2017年10月更改予定の次期NACCSの輸出入申告において法人番号の入力が義務付けられる。法人番号とJASTPROコードの紐付を義務化し、且つ法人番号自体に輸出入者名・住所の英文情報を付加することにより、それを輸出入申告書上に反映させるなどの対応を講じられたい。

【回答】

NACCS更改に伴う法人番号取扱運用の改善でご要望についてご承知のとおり、去年から、国税庁のほうで、法人番号をお願いしており、国としても、この番号を使うこととして、輸出の申告にも使っていくということで、今まではJASTPROコード、もしくは税関発給コードという二つのコードを使用させていただいていたんですけど、それを法人番号にしていくことで、システム開始の関係もあり、今年10月のNACCS更改から法人番号を使うということにしており、急に法人番号だけ使うことになると、利用者にとっても、いろいろ大変で、既存の番号と法人の番号の紐付の登録をシステムに登録し、例えばJASTPROコードを入れると、自動的に法人番号が出てくるような仕組みを民間で実現する予定である。

紐付を義務化していただきたいというご要望ですが、まず紐付の現状のほうを簡単にご説明すると、そのJASTPROコードとの紐付については、一般財団法人のJASTPROが、紐付してくださいという案内文を登録している方に送り、

その方のご要望に基づいて、登録作業をするという作業をしていますが、中には回答のない方もいらっしゃるというのもあるので、さらにはJASTPROからも、そういった方々に対して案内文書を再度送付など、いろいろ作業を行っており、NACCSセンターのほうでも、4月から10月の更改に関連した説明会を設けている。

この紐付を義務化ということですが、JASTPROコードを、一般財団法人JASTPROに輸出入者がお金を払って、JASTPROが管理しているということもあり、財務省において義務化するというのは、なかなか難しいと考えている。

利用者の側から見れば、どの番号とどの番号に紐付いているというのは把握していただく必要があると思うので、そういったマッピングの一覧表みたいなものをNACCSセンターのホームページのほうに掲載させていただきますので、そちらをご活用して把握していただければと考えている。

5. NACCS (ACL 送信) の普及

搬入先倉庫業者によって船社エクセルフォーム、または任意のフォームにて作成、送信をしてくるケースがある。NACCSからのデータ取り込みを行える船社、NVOCCであれば、そのままACLデータを活用でき、かつNACCSの自動受信、印刷、履歴確認機能を活用できれば、メール、FAX送受信での不安定性を排除できるメリットがあることから、ACL送信を義務化することや、ACL活用を押し進める施策、助成等を講じられたい。

【回答】

財務省関税局としましても、交易の円滑化を推進する立場にあり、こうしたACL業務の普及は、当然交易の円滑化に資するものと考えているが、ACL業務というのは、通関業者、海貨業者等が船会社に対して船積みの情報を送る民間業務であるので、なかなか難しいとは考えている。

ただ、ACLの普及とか、推進ということは、NACCSセンターが指導して行っており、そもそもACL業務というのは、2004年の4月からその電子化の普及率は年々上がってきており、平均で86%となっている。

結構高いところまでは来ているのが、センターとしても、なお推進するように、今年も全国で説明会を開催しており、そうした取り組みも引き続き財務省としても、センターと一緒に取りくんでまいりたい。

6. リアルタイム口座の利用可能時間の標準化

使用可能時間が金融機関によって異なるため、把握が難しく、夜間・休日の通関

に支障が出ている。ことから、輸入申告で口座を使用する場合には金融機関で共通の枠組み・ルールを設けるなど、官民一体となった対策を検討されたい。

【回答】

口座の利用可能時間というのは、各銀行のシステムに依存しているということで、そこを標準化するというのはなかなか難しく、端的に申すと、各銀行によって、システムに対する考え方とか、お金のかけ方というのは異なっているということもあり、そこを例えば何時から何時まで、絶対開けなければいけないというようなのは、なかなか難しいと考えている。

ただ、これも利用者様の立場に考えれば、1行1行、この銀行は何時から何時まで開いているかというのを調べるというのは、非常に煩雑だと思っているので、NACCSセンターの掲示板に、各銀行でのサービス、時間を一覧表で載せているので、そういったものを活用して把握に努めていただければと考えている。

7. 国際宅配便の輸入通関

クーリエについては産業貨物として取り扱う際の通常通関との差が大きすぎることで荷主から通関業者への不満の原因となっている。また、他法令への対応が必要な貨物だけが通関業者に荷主から直接委託される現状にあることから、クーリエ通関への対応も適切に行い、全ての輸入貨物に対して公平で適切な監視・審査機能を持たせるなどの対策を講じられたい。

【回答】

われわれ、現場のほうで、審査あるいは検査をするという通関において、貨物の形態によってそのやり方が違う、早い話、クーリエのものだったら流していくということは、そういうことは全くない。もちろん、提出する書類等、貨物の形態によって違っている部分がある部分というのはあるが、審査は通常の貨物の場合であろうと、国際宅配便、クーリエのものであろうと同じような形でしっかりやっている。

ただどういう形態で日本に輸入してくるかという貨物の形態とか、送り方というのは、それは荷主が決めることであり、一番利用しやすい、場合によってはすぐに日本に送ってほしいというものもあると思うので、そういったサービスの中を見てご利用いただきたい。ただ、それによって、われわれの取扱が変わるということはない。